

社会資本整備（公共事業）の新技术「日本版 PFI 事業」

ソフトインフラに対する活用研究について

1. 新しい公共事業への世界的な流れの変化

1) PFI「Private Finance Initiative」

PFI「Private Finance Initiative」とはイギリスで誕生した公共事業の新技术である。民間企業によりプロジェクトされた資金調達が行われ、事業全体のスキームの設計段階から民間を参画させ、公共事業を大幅に効率化しようとするものである。

PFI 事業には種々の事業形態があるが、どの手法を選択するかを、VFM (Value For Money)「一定の支払い（税金）に対して、最も高い行政サービスを提供する」の考え方に基づき費用対効果を最大にする事業形態を選択することが望ましい。PFI 事業の具体的な手法として、BOT (Build Operate Transfer の略)「事業者が主体的な施設等を整備し、一定期間、施設等を運営管理した後公的部門に譲渡する方式」、BOO (Build Own Operate の略)「事業者が主体的に施設等を整備し、最後まで事業を継続する方式」、DBFO (Design Build Finance Operate の略)「事業者が主体的に施設等の設計、整備及び必要な資金調達を行い一定の期間、施設等を運営管理した後、公的部門に譲渡する方式」等が存在し、これらの中から、事業毎に当該事業の特性を踏まえ最も効率的・効果的な手法が選択されることとなる。

2) PFI 事業の利点

公共事業がやるべき事業内容は国や自治体が明確に決め、その手法は民間の企業や団体の知恵と努力という創意工夫にて、より良く、より安く。それが PFI の仕組みの利点である。

(1) 財政支出の軽減、質の高い公共サービスの実現

民間の資金と資金ノウハウを広く導入することで、国や地方公共団体の財政支出を軽減し、財政資金を将来にわたり効率的に使用でき、また同じ財政支出でも、より質の高い公共サービスの提供が可能となる。

(2) 官民の責任分担の明確化

事業に伴う様々なリスクを官民で分担し、詳細かつ厳格な「契約や協定」によって官民のそれぞれの責任を明確にした上のパートナーシップを確立し、民活事業や第三セクター事業のようにリスク分担が明確化されていなかった経験を生かし、PFI 事業では官民のリスク分担を明確にし、対等な立場での事業を行うことが出来る。

3) 諸外国の PFI 事業の経緯

英国では 80 年代までいわゆる「英国病」が蔓延し、英国経済は長期間低迷し財政難が深刻化し、79 年サッチャー政権のいわゆる「市場原理の尊重、小さな政府」という基本構想にて大改革を着手し、英国経済の再活性化を目指した。

その後'92 年メジャー保守党政権下のイギリスで PFI 事業は誕生し交通、厚生、防衛、官公庁施設、情報、教育、都市開発など幅広い分野に適用され、実績として'92 年 11 月導入から'97 年 11 月までの 5 年間で 75.5 億ポンド（約 1 兆 5000 億円）の契約が締結されている。現在は労働党のブレア政権にも引き継がれている。

イギリスの他、米国、フランス、ニュージーランド等の先進国をはじめ中国、韓国やアジアの開発途上国も積極的に PFI 事業が行われている。今や PFI 事業はグローバルスタンダードとしての公共事業の手法であることは明らかである。

現在の米国の好況は単なる景気サイクルのみでなく、米国の構造改革の成果だと考える。レーガン政権時代の「レーガノミックス」を原点とし、クリントン政権は「Change」（変化）をキーワードに米国市民の心を掴み、自由市場体制を「自由化」「規制緩和」を柱に徹底して推進した成果といえる。

4) 公共事業の意識改革の必要性

PFI の基本理念は、事業内容と事業の進め方が硬直化し非効率になってしまっている公共事業を民間企業に「市場原理によって運営させる」ことで改革しようとしている。つまり日本全体の利権・公有資産・公共事業を棚卸（余剰在庫はないか、不足はないか）をし、再度効率的活用について見つめ直す機会にしていきたい。80 年代の日本の民活法的な公共事業に民間企業のノウハウや経営資源を活用するという中途半端な考え方ではなく、民間の創意工夫を織り込んだ効率化を最優先し、契約もしくは協定により事業の範囲や住民サービスの範囲、財政的なりスク範囲や事業破綻まで考慮された規定を行い、自治体は資金も出さなければ、契約（協定）違反でない限り口を出さないことが基本である。いわゆる民間企業に「公共事業を運営させる」ということが基本的な考え方である。

多少乱暴な言い方だが、PFI を活用することで、公共事業が変わるのである。また変えなくてはならないのである。行政の価値基準も「全て官が取り仕切る」から「民間に任せようが効果的なものはリスクを負わせ任せる」へと変わり、民間企業にとって新たな市場が創出され、日本の公共事業に PFI を活用することによって、政府が目標としている「小さな政府」に転換を図ることが重要を考える。

PFI 事業とは単なる公共事業の改革の手法という枠を越えて、社会構造改革の新しい手法としての可能性を見いだすべきと考える。

しかしながら諸外国の PFI 事業の考え方をそのまま日本で行うには短絡的であり、日本は日本の法律や習慣、慣例に沿い「日本版 PFI 事業」を議論し成熟させ、日本に最も合った PFI 事業を行うことが必要と思われる。我が国での PFI 事業は民活法・第三セクターとの相違点を十分に理解する必要がある。

また、PFI の事業化にともない環境整備を視野に入れた規制緩和が必要である。

しかしながら単純に規制緩和をするというデジタルな方式ではなく、規制緩和に伴い新たな条例等が求められると予想される。規制の数の問題ではなく、法務の質的な変化であり、「公共事業に携わ

る事業（PFI 事業）の末端までの事業形態のマーケットメカニズムの情報開示の条例化」など、オープンフェアな公益的・公共性の保持、モラルハザードといったものがあげられる。大幅な規制緩和は PFI 導入には不可欠であるが、一方では民間企業の厳しいコスト意識と公共倫理の観点との整合性から、情報開示等のある程度の条例化はむしろ民意から求められるものである。

2．自治体の現状と構造改革への流れ及び公共事業の問題点

1) 国・地方公共団体が直面している状況

PFI 事業が求められている背景には、現在の硬直した行財政制度、日本経済の閉塞感、未知の高齢化社会への不安等があげられる。地方交付税の総額は地方交付税法によって明確に定められており、国税税収によって自動的に決まる。通常なら原資となる国税が減れば、交付税総額も減るはずだが、'91年に国税がピークを打っても交付税総額は増え続けており、この差を埋めるために交付税特会の借入金が増加している。

'95年12月、大蔵大臣の諮問機関である財政制度審議会（財政審）の基本問題小委員会が「現状は例えていうならば、近い将来において炸裂することが予想される大きな時限爆弾を抱えた状況にあり、かつ、その時限爆弾を毎年大きくしている。」というショッキングな報告書（財政の基本問題に関する報告書）を発表した。

財政構造改革に何ら手を打たないまま、'98年3月期の不良債権は全国銀行ベースで29兆7580億円に達し、旧国鉄の債務など税金で処理しなければならない「隠れ借金」まで含めるとその債務は膨大なものである。

80年代に掲げられた「増税なき財政再建」は、'89年4月の消費税3%導入、さらに'97年4月の消費税2%引き上げにより、有名無実となり「増税による財政再建」へ突き進んでいる。消費税を1%引き上げると、2兆5000億円もの増収になるが、膨大な債務を考えると、5%の引き上げはほんの序の口に過ぎない。

しかし、'97年4月の消費税2%引き上げの反動やバブル経済が崩壊し、日本経済は大不況時代に突入し、金融機関などの相次ぐ経営破綻が表面化し、日本経済の危機に拍車をかけ、破綻処理・金融システムの再生、さらに、日本経済の再生に莫大な財政資金を投入せざるをえなくなった。

巨額の不良債権を抱え込んだのは、金融機関やゼネコン、民間企業だけでなく国も地方公共団体も同様に、巨額の財政赤字を背負い込んだ。財政危機の大きな要因の一つが公共事業や民活・第三セクター事業である。

以前に「ジャパン・バッシング」（日本叩き）という言葉があったが、当時は日本が世界から叩かれる存在価値があった国だからこそ、今般は「ジャパン・パッシング」（日本素通り）と言われている。米英は自国の利害に関することは猛烈に介入し、利害関係がない場合は素通りとされかねない状態に日本経済はなっている。

外圧で変革するのではなく、官・民・産・学及び国民が一体となって財政再建を行い抜本的な構造改革を行う時代が来たことを認識する必要がある。

’95年の地方分権推進法成立以来、’98年までに地方分権推進委員会より5次にわたる勧告が出され、地方分権推進計画が’99年通常国会に提出される。これらの制度的な後押しが地方分権、ひいては中央省庁の行政改革に大きな弾みをつけ、地域の地方行政が自らの判断で、自ら決定し、その責任を負う、という体制が整わなければ財政危機を食い止めることは不可能である。

しかしながら規制緩和、民営化によって成功した例としてJRやNTTを忘れてはならない。

行財政改革会議では2001年1月1日を目指し省庁再編を行い効率的で効果的な行財政運営を目指している。しかしながら組織論ばかり先行論議され、本来肝心の具体的な構造改革の論議が必要なのは言うまでもないことは明らかである。

「構造改革」とは国際社会の市場に適合することを目標とし、日本の行財政、経済、産業の構造を改革することである。いわゆるグローバルスタンダード化である。

2) 法整備等 PFI 導入への動き

平成8年11月13日；第26回会議行政改革委員会

行政関与のあり方を見直す3つの原則、(1)「民間でできるものは民間に委ねる」という考え方にに基づき、行政活動を必要最小限にとどめる、(2)行政サービスの需要者たる国民のために効率的な行政を実現する、(3)国民に対する説明責任「アカウンタビリティ」が提唱された。社会資本整備においても、この行政改革委員会の意見を踏まえ、官民の役割分担について見直しを行っていく必要がある。

平成9年11月18日；21世紀を切りひらく緊急経済対策（経済対策閣僚会議決定）

民間活力を利用した社会資本整備その他施策のなかで、新しい社会資本整備手法「PFI・BOT」の活用にて公共施設空間の有効活用や民間の高い技術力、経営力と豊かな資金の活用による社会資本等の新たなPFIやBOT等整備方策について検討を行い、来春を目途に、新たな社会資本整備手法等の導入が期待される分野、事業成立を可能とするための諸条件を明らかにしたガイドラインを策定する。

海外において経済協力等を通じて蓄積してきたBOT等に係る経験・ノウハウを活用し、我が国における日本版PFIやBOT等による新たな社会資本整備の在り方や手法等について検討する。

地方自治体におけるPFIの活用の可能性について検討する

平成9年12月24日；経済構造の変革と創造のための行動計画（閣議決定）

基本的な考え方として、民間事業者による社会資本整備について新しい手法等PFI・BOTを構築することは、民間事業者が起業家精神をもって新規事業を創出するとの点で、経済構造改革の視点から重要である。なおPFIの導入については「最近の厳しい財政事情に鑑み、国の負担を軽減できるか」「民間部門が建設・運用・技術革新にかかるリスクなどを引き受けられるかどうか、またこうしたリスクを引き受けることが可能な分野があるかどうか」等要所の検討が必要である。

平成10年5月26日「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案」が議員立法として国会へ提出された。

平成 10 年 9 月 1 日経済企画庁では「第 1 回 PFI 推進研究会」を開き、平成 10 年 12 月 17 日の第 6 回研究会まで 6 回の研究会で PFI 推進に向けた論点についての意見交換が行われた。

平成 11 年 7 月 23 日、参議院本会議で「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI 法) が可決成立し、7 月 30 日に公布となる。

平成 11 年 8 月 4 日、総理府に、PFI 法に基づく基本方針の作成、総理府に設置される PFI 推進委員会の庶務等を担当する「民間資金等活用事業推進室」(PFI 推進室) が設置された。

平成 11 年 8 月 10 日、民間資金等の活用による公共施設等の整備等のより効果的な実施と関係省庁間の円滑な連携を図るため、内閣内政審議室長を議長とする、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議」(PFI 関係省庁連絡会議) が設置された。

平成 11 年 9 月 17 日、PFI 法の施行日を定める政令が閣議決定され、PFI 法が 9 月 24 日に施行された。また、PFI 法の施行令、PFI 推進委員会の委員会令も同じく 9 月 17 日に閣議決定され、9 月 24 日に施行された。

平成 11 年 10 月 8 日、PFI 推進委員会の委員 9 人、専門委員 10 人が発令され、同日に、第 1 回 PFI 推進委員会が開催された。

平成 12 年 3 月 10 日、第 4 回 PFI 推進委員会において、内閣総理大臣から基本方針(案) について付議がなされ、委員会から適当と認める旨の意見が回答された。

平成 12 年 3 月 13 日、内閣総理大臣は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(基本方針) を定め、同日付総理府告示第 11 号をもって公表された(同日付官報)。

3 . 日本における新しい公共事業の試み

1) 避難誘導標識、避難誘導案内板の PFI 事業方式による事業活動及び研究

社団法人 国際都市コミュニケーションセンター (ICCF) では PFI 事業の研究として、主に生活系の社会資本整備に目を向け、PFI 事業のソフトインフラへの活用を研究及び実施している。

そのなかでも予算の付きにくく又、各地方自治体にばらつきのある防災事業に着目し、PFI を活用した防災公共事業への可能性を示唆し、事業を推進するものである。

今までの縦割り (防災は防災、福祉は福祉、教育は教育) の行政手法ではなく、自治体の関係部署と協力しあい、単に防災事業ではなく、低コストでその他の公共事業を併走できる民間的な考え方に基づき、街区案内板 (市街地の住所等の表記物) と防災情報 (主に災害時の避難場所への避難誘導啓蒙活動及び地域住民への防災啓蒙活動) を付加し市内各箇所の道路等の官地 (注 1) に案内板を設置し、市民に対して災害防災啓蒙と住居表示をおこなう住民サービスを行うことを目的とする。

中央省庁では避難場所のシンボルマークの統一化と普及を考慮に入れ、(元内閣官房副長官) 石原信夫氏、(元消防庁長官) 関根則之氏をはじめ、各省庁の防災担当 (局長、課長クラス) にて避難誘導標識調査会を発足し、防災標識の全国統一の必要性和民間による普及に付いての研究が始まっている。

本来なら避難誘導標識や避難誘導案内板設置事業は自治体が行う住民サービスであるが、コストを試算した場合、案内板 1 基あたり約 100 万円の費用が必要になり、市内 40 カ所に案内板を設置した場合の事業コストは 4000 万円となる。人口 10 万人の自治体なら 1 人あたり約 400 円の税金負担となる公共事業である。これを全国ベースで試算すると全国の自治体数が約 3,200 あるが、多い少ないの議論は別として均一に 40 基の案内板を設置したとするとその事業規模は 1280 億円となり、本事業に PFI 事業を活用すると地方自治体に財政支出が削減され、質の高いサービスが実現するのである。

案内板設置、保守等に対しての原資確保であるが、案内板下部に法令及び条例内で可能な PR スペースを併設し PR 協賛として企業等に協賛して頂き本案内板の原資確保を行い、企画立案から、設計、加工、事業計画、将来のメンテナンスや立て替え、更新、保険等の維持管理を含め、自治体に財政的な負担を掛けず事業を推進する事が目的である。

PFI 事業という、新しい手法を取り入れて行うにはデメリットも考えられるのは当然である。官地に PR 協賛という手法は賛否両論あり抵抗感はあるべきだが、欧米では高速道路の植樹や清掃や維持管理を高速道路側面に、公園ではトイレにそれぞれ PR 表示をして、その原資を維持管理に当てている。アメリカ的な考え方ではこれは立派なボランティアなのである。実際日本でも数多くの公共施設等にこの手法が採用されている。

しかしながら安易に採用するのではなく、議論を重ね、自治体と事業者の役割分担等を PFI 事業の考え方に則り、公正な手続き (契約及び協定) を踏まえた確かな倫理に基づき採用し市場の原理に任せ

民間の創意工夫を引き出して運営することが望ましい。

英国でも'92年の導入から数年経ち、多くの課題も出てきた。しかし高い志と情熱を持って、それを解決し現在に至り、着実に成果を实らせ世界的な評価を得ている。我が国の法的整備や官民の知識、技術、モラル等は世界最高レベルを維持していると思われる。日本の経済構造は天然資源が少なく、人的資源によって日本経済が繁栄されてきた経緯を見れば、技術的には何ら問題なく改革が行なうことができる、また国民の理解も得られるであろう。高い志と信念と情熱を持ち、スタートを切ることが重要であり、改革を進めことによって新たな倫理感が生まれ緩やかに我が国もグローバルスタンダード化という時代の流れに乗ることができると思う。

2) 避難誘導標識、避難誘導案内板 PFI 事業方式の要点

PFI 事業は一般的に施設という箱物を建設するというハードインフラに重点は置かれているが、ICCF での研究事業では、生活系インフラ（ソフトインフラ）「教育、防災、医療、福祉、環境」に重点を置き研究事業の推進を行っている。

このスキームを活用すれば点字歩行板（目の不自由な方の歩行誘導板）や歩道橋等の少額な PFI 事業が可能となり、ベンチャー企業や地方の中小零細企業でもノウハウと民間創意工夫と財政再建という高い志があれば PFI 事業に参画できる可能性を秘めていることになる。

案内板設置にあたり、寄贈や寄付による活動ではなく、PFI 事業として活動している理由として、次のものもあげられる。

寄贈や寄付による場合の問題点であるが、単に自治体に対して寄贈する事業形態を選択した場合、寄贈によってメンテナンス等の維持費用を将来、自治体が負担しなければならないことに着目しなければならない。負の資産も同時に寄贈してしまうからである。多くに自治体が街路灯や地域振興の商店アーケードなど老朽化し維持管理だけでも大変な金額が必要に迫っている現状を踏まえ、PFI 事業は自治体には負を背負わせないことが基本である。事実、高度成長時代に建設された公共施設の老朽化に対しての維持管理、立て替え費用等が今後 10 年で 100 兆円の資金が必要という意見もある。いわゆる資産維持のためのコスト増である。

また、公共事業に携わる事業者の財務内容は当然のことながら情報公開（ディスクロージャー）する必要があると考える。本事業では、財務内容を含め事業内容等をインターネットにて活用し広く一般に徹底した情報公開を行い事業を推進している。

4. 地方分権における人材育成および評価制度、会計制度導入の必要性

1) 自治体の構造改革

PFI 事業を推進するにあたって同時に思考しなくてはならないことが、公務員の評価制度と地方自治体の会計制度に関することである。

平成 7 年 5 月に施行された地方分権推進法に基づき、現在明治期以来の中央集権システムを新しい地方分権型行政システムに変革すべく、地方分権推進委員会を中心に精力的な検討作業が進められており、公務員の評価制度に関しては一部の自治体で様々な評価制度が採用及び検討されている。

市場の構造原理からすれば、成果を出せばそれに見合った評価を行うべきである。何も報酬的なことばかりでなく、表彰などソフト的な評価も含まれ、このよう形を制度化し、公務員間の相互評価を制度的に行うことも望ましいと考える。

自治体の組織の究極の目的は、市民の福祉を向上させることにあり、目的達成の度合いは、市民の満足を得られる行政サービスをどれだけ提供できるかにかかっている。

行政サービスの量と質とを決定づけるものは、何よりもまずそれを提供する職員の質であり、職員がどれだけ高い能力を備え、それを発揮できるかに左右される面が大きい。地方公共団体は、職員の能力開発を計るため、これまで様々な研修を行ってきたが、平成 8 年 12 月の地方行政運営研究会及び公務能率研究部会の報告書によると、地方分権時代の地方公共団体職員の人材育成がまず始めに行わなければならないことが、重要課題と提言している。

PFI 事業を受け入れる受け皿である自治体にとり重要なことは、法的根拠もさることながら、事業の管理・監督者としての人材面での発想の転換、計画性と柔軟性のある行政運営、適切な役割分担による官民がパートナーであるという意識である。

「行政は人なり」と言われるが分権時代に伴い、地方自治体の職員の意欲と能力の発揮が地方行政のあり方を左右されるからである。何らかの達成すべき目標を持った組織にとって、組織の活動に携わる人材の育成は普遍的な課題である。分権が進むにつれて、住民に密着した行政を担っている地方公共団体について、特にあてはまることであろう。

2) 地方分権への対応

平成 7 年 5 月の地方分権推進法の制定、これに基づき設置された地方分権推進委員会の 4 次にわたる勧告等を経て、現在、地方分権の実現に向けた行政システムの大変革が進められつつある。

新しい地方分権型行政システムのもとでは、自治体は地域の総合的経営主体として大きな役割と責任を担うことになり、従来の中央主権型行政システムのもとで形成されてきた中央省庁依存の体質を改め、政策形成能力を高めることにより、住民との共同により地域の課題を自ら考え、解決していくことのできる政策官庁へと脱皮することが求められる。

3) 人材育成の支援対策

職員は、自治体行政に携わる者としての使命感と職業人としての自己表現意欲を原動力とし、仕事に意欲的に取り組む中で自己の能力を最大限に生かし、良い成績をあげて認められること、また、努力を重ねてさらに能力を開発・伸長し、自己の成長を確認することによって達成感・満足感を得ることなどから、それを支援する対策の制度化が必要と考えられる。各地方公共団体のこうした取り組みを支援するために、国は自治大学における時代のニーズに合致した効果的な研修の実施、人材育成に係わる各種調査研究の実施、情報の提供、教材や人材育成手法の開発、提供、講師等の斡旋、紹介、市町村アカデミー、国際文化アカデミーとの連帯、人材育成関連経費に対する財源処置等を行っている

が、今にも増して支援することが必要である。

4) 行政改革の推進

地方公共団体の財政は極めて厳しい現状にある。公債費等の義務的経費が年々増加するとともに、税収入の伸びもあまり期待できず、さらに高齢少子社会への対応、必要な都市基盤の整備など時代が要請する諸問題に的確な対処をすることが必要である。このような状況下で、自治体をあげての行財政改革に真剣に取り組み、行政運営の効率性・効果性をより一層高められる高い意欲と業務遂行能力を備えた人材の育成が求められている。報告書では、こうした情勢を踏まえ地方公共団体がこれまでの人材育成に関する取り組みに付いて自ら総点検を行い、今後、総合的な取り組みを展開して行く必要性を提言しており、その中に出来ることから始め、問題があっても創意工夫を行い、チャレンジして行くという姿勢で取り組む事を示唆している。

5) 自治体の地域経営

さらに PFI 事業推進にあたり職員に求められるものは、数ある人材育成プログラムの中でも最も重要なものは「コスト意識・サービス精神」と言われている。つまり人材育成により、画一的、集団的な教育訓練を主体とする方式から、判断のほかに既成概念にとらわれない多様な個性や常に改革するという意識・姿勢、効率的・効果的な運営のできるスリムな地域経営が求められているのである。多様化する地域住民に対して行う住民サービスの窓口となる地方自治体職員に対しての地方分権構造改革においては組織改革論でも行政手法でもなく、法と秩序を履行し住民のための住民サービスという原点に戻り、住民のためという現況を把握した解析力とその中で何が出来るかという研究心、向上心という心構え・姿勢を住民サービス提供者として考えねばなるまい。

6) 自治体への会計制度導入

民間企業での財務管理では損益計算表、貸借対照表、資金調達表らの財務諸表からなる複式簿記で運営管理され、今般では様々な諸表が導入され、ROB「自己資本利益率」や EVA「経済付加価値」がその代表である。

自治体では歳入歳出の財務表からなる単式簿記で管理され、いわゆる入金と出金を管理する財務表である、民間財務管理の複式簿記に置き換えると資金収支表がこれにあたるが資金収支表だけで経営している民間企業は存在しない。資金収支表には借入金も資産として表記され、実際の損益は判断出来ないからである。借りたお金の自己保有資金も合算して表記され、現在の資金残高を見るのには必要な諸表であるが、事業運営上の中心指標とはならない。

借入金の返済に新規借入れである公債を歳入に含め管理し、財務管理が行われている。民間で置き換えれば、いわゆる自転車操業となる。借入金の返済と新規借入金を混合させて比較する財務管理には問題があると思われる。

しかしながら民間と同じ指標で自治体の財務管理を行うには多くの課題があるが、少なくとも、負債が加速度的に増加している以上、国民や地域住民に対して分かりやすい説明責任があると思われる。

財団法人 社会経済生産性本部では、三重県や藤沢市などで企業会計による評価がおこなわれたが、

地方自治体に企業会計を適用するには、数多くの問題があり、資産の定義、資産の原価償却、利益の定義等の議論を進めて行く必要があると思われる。

5．変化が求められる 21 世紀型社会資本整備

「あくまで自治体は公共サービス提供者であり市民住民がそのサービスを受ける顧客である。」という PFI の基本原則に則り社会資本整備を行う必要があると考えられる。PFI は単に公共事業の代替策として認識するのではなく、社会構造を具体的に変革する為の手法として一貫して VFM (Value For Money) の精神と事業責任を明確化しなければならない。単なる商業契約でなく公共事業に競争原理と合理性を組み込むことで、コストの削減、事業運営効率の効率化、住民サービスの質の向上が PFI の役割であり、国民が需要者となる原則を踏まえ VFM に最も優れるものを優先することを忘れてはならない。

今後の高齢化の推移を「日本の将来推計人口」（平成 9 年 1 月推計，中位推計）（厚生省）でみると，65 歳以上の高齢者人口及び高齢化率は，平均寿命の伸長や低い出生率を反映して今後も上昇を続け、平成 27 年（2015 年）には，高齢者人口は 3,188 万人となって高齢化率は 25%を超え、国民の 4 人に 1 人以上が 65 歳以上の高齢者という本格的な高齢社会が到来するものと予測される。こうした状況下、年金制度の改革や高齢化対応型の社会インフラ・住宅の整備介護労働力等が論議されているが特効策のないまま現在に至っている。確実に訪れる高齢化社会の対応も急務な社会資本整備であることは間違いなく、またそれには莫大な予算が必要なことも覚悟しておかなければならない。

我が国歴史上、昭和・平成時代はこれほど子孫に対して債務を残した時代はないだろう。これ以上子孫に対して債務を残すことは避けなければならない。将来歴史を振り返った時、官・民・産・学が力を合わせ、国民が誇りを持てる国造りをしたと誇りたいものである。

注 1

PFI 推進法案の「公共施設等」の定義については

- 1．道路、鉄道、港湾、河川、公園、下水道、水道、工業用水道等の公共施設
- 2．庁舎、宿舍等の公用施設
- 3．公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公共施設
- 4．情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）
観光施設及び研究施設
- 5．前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令に定めるもの

このなかの道路については「道路法」等における規定にて、道路とは、一般交通の用に供する以下種類のものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物、及び道路の付属物（道路上のさく、並木、道路標識、道路情報管理施設、自動車駐車場等）で当該道路に付属して設けられているものを含む。（道路法2条、3条）

「道路管理者」（道路法18条）とは、道路の新築、改築、維持、修繕、災害復旧等の管理の主体である。「道路管理者」は、道路の種類毎に、原則として以下の者であるとされている。

高速自動車国道：建設大臣（高速自動車国道法6条）

一般国道：建設大臣（又は都道府県）（道路法13条）

都道府県道：都道府県（道路法14条）

市長村道：市町村（道路法15条）